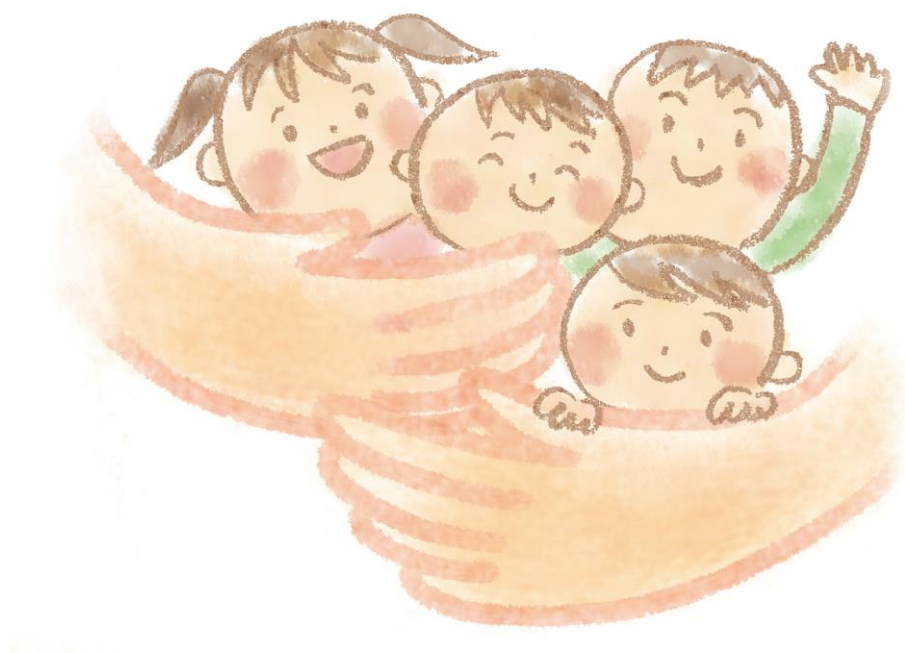


ひとり親家庭等支援

ガイドブック



令和6年12月

水俣市こども子育て課

もくじ

I 経済支援	・ ・ ・ ・ ・ 2
1 児童手当	
2 子ども医療費助成事業	
3 児童扶養手当	
4 ひとり親家庭等医療費助成事業	
5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	
6 就学援助制度	
II 子育て・生活支援	・ ・ ・ ・ ・ 7
1 保育所・認定こども園	
2 学童クラブ	
3 ファミリーサポート事業	
4 子育て短期支援事業	
5 母子生活支援施設	
III 就労支援	・ ・ ・ ・ ・ 8
1 母子家庭等自立支援教育訓練給付事業	
2 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	
3 自立支援プログラム策定事業	
4 熊本県母子家庭等就業・自立支援センター事業	
IV 水俣市連合ひとり親の会	・ ・ ・ ・ ・ 11
V ひとり親家庭・女性、子育てに関する相談	・ ・ ・ ・ ・ 11
VI その他の相談窓口	・ ・ ・ ・ ・ 12

I 経済支援

1 児童手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために支給される手当です。

【対象者】

高等学校修了前（満18歳に達する日以後最初の3月31日）までの児童を養育している方。

【手当月額】

3歳未満	15,000円（第1子・2子）
3歳以上小学校修了前	10,000円（第1子・2子）
中学生	10,000円（第1子・2子）
高校生	10,000円（第1子・2子）
第3子以降	30,000円

※「第3子以降」とは、22歳の誕生日後の最初の3月31日までに養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

【手当の支払い】

支給対象月	支払日	
6月期（2月分～5月分）	6月14日	 4ヶ月に1回支給 （R6年10月期まで）
10月期（6月分～9月分）	10月15日	
12月期（10月分～11月分）	12月13日	 2ヶ月に1回支給 （R6年12月期以降）
2月期（12月分～1月分）	2月14日	

- ・原則、申請のあった月の翌月分から支給。
- ・各月15日支払（休日、祝祭日の場合は前営業日）

【手続き】

離婚等により受給者が変更する場合には、手続きが必要です。

【問い合わせ先】

水俣市こども子育て課子育て支援係 TEL: 61-1660

2 子ども医療費助成事業

子どもにかかる医療費を助成する制度です。

※医療費とは、社会保険各法による療養に要した費用で、いわゆる健康保険の対象となった費用（自己負担額）です。また、高額医療費や家族療養附加金等の給付金があるときは、それを除いた額を助成します。

【助成対象者】

水俣市に住所を有する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの子ども。※所得制限なし

【 手続き 】

離婚等により受給者が変更する場合には、手続きが必要です。

【 問い合わせ先 】

水俣市いきいき健康課健康推進室(総合もやい直しセンター 1 階) TEL: 6 2 - 3 0 2 8

3 児童扶養手当

父母の離婚等で、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与するため、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

【 対象者 】

次のいずれかの状態にある児童を監護している母、児童を監護し、かつこれと生計を同じくする父、または父母にかわってその児童を養育する方。

なお、「児童」とは満 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までをいいます。 また、心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当 2 級と同じ程度以上の障害）がある場合、20 歳未満まで手当が受けられます。

- 1 父母が婚姻を解消した（離婚等）児童
- 2 父又は母が死亡した児童
- 3 父又は母が一定程度の障がいの状態にある児童
- 4 父又は母の生死が明らかでない児童
- 5 父又は母が申立てにより DV での保護命令を受けた児童
- 6 父又は母が 1 年以上遺棄している児童
- 7 父又は母が 1 年以上拘禁されている児童
- 8 母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど
- 9 その他、上記の事由に該当するか明らかでない児童

【 支給制限 】

次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません。

- 1 児童または受給資格者の住所が日本国内でない場合
- 2 児童が児童福祉施設等（通園施設等を除く）に入所している場合
- 3 児童が里親に委託されている場合
- 4 児童が監護者以外の父または母と生計を同じくしている場合
- 5 児童が母または父の配偶者（事実上の配偶者を含む）に養育されている場合

※受給資格者又は児童が公的年金や遺族補償を受けることができる時、児童が公的年金の加算対象になっている時は、公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分を支給することができます。

【 所得制限限度額 】 令和 6 年 11 月 1 日以降

本人及び扶養義務者と配偶者の前年の所得が、下記の表の扶養親族等の数による所得制限限度額以上ある場合は、その年度（11 月分から翌年の 10 月分まで）は、手当の全部又は一部が支給停止されます。

扶養親族等の人数	本 人		配偶者・扶養義務者・養育者
	全部支給される者	一部支給される者	
0人	690,000 円	2,080,000 円	2,360,000 円
1人	1070,000 円	2,460,000 円	2,740,000 円
2人	1,450,000 円	2,840,000 円	3,120,000 円
3人	1,830,000 円	3,220,000 円	3,500,000 円
4人	2,210,000 円	3,600,000 円	3,880,000 円
5人以上の場合は、1人につき所得制限限度額（所得ベース）に 380,000 円加算			

※扶養義務者とは、本人と同一生計である父母・祖父母等の直系血族と兄弟姉妹をいいます。

○次の場合には、上記の所得制限限度額に加算されます。

・受給資格者本人

同一生計配偶者（70歳以上の方に限る）または老人扶養親族1人につき100,000円加算
 特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の所得税法に定める控除対象扶養親族1人につき150,000円加算

・扶養義務者・配偶者・養育者

老人扶養親族1人につき60,000円加算（扶養親族が全て老人扶養親族の場合は2人目から加算）

【 所得の計算方法 】

所得＝（地方税法に定める所得＋養育費の8割分）－（各種控除の額）
 －（社会保険料相当額 80,000 円）

※社会保険料控除8万円の他にも控除がありますので詳しくはお問い合わせください。

【 手当月額 】 令和6年11月1日以降

所得に応じて支給額を逡減

手当月額	全部支給	一部支給
児童1人目	45,500 円	45,490 円 から 10,740 円
児童2人目	10,750 円	10,740 円 から 5,380 円
児童3人目以降	10,750 円	10,740 円 から 5,380 円 ※第2子加算額と同じ

※支給額は物価スライド等により変動することがあります

※「一部支給」の計算式は次のとおり。（令和6年11月1日現在の計算方式です。）

【児童1人目の場合】 手当月額＝45,490円－（受給者の所得額－所得制限限度額）×0.025

【児童2人目の場合】 加算額＝10,740円－（受給者の所得額－所得制限限度額）×0.0038561

【児童3人目以降の場合】 ※第2子目と同じ

10円未満四捨五入

【 手当の支払い 】

支払対象月	支払日
5 月期（3 月分～4 月分）	5 月 1 0 日
7 月期（5 月分～6 月分）	7 月 1 1 日
9 月期（7 月分～8 月分）	9 月 1 1 日
1 1 月期（9 月分～1 0 月分）	1 1 月 1 1 日
1 月期（1 1 月分～1 2 月分）	1 月 1 0 日
3 月期（1 月分～2 月分）	3 月 1 1 日

- ・原則、申請のあった月の翌月分から支給。
- ・各月 1 1 日支払（休日、祝祭日の場合は前営業日）

【 問い合わせ先 】

水俣市こども子育て課子育て支援係 TEL: 6 1 - 1 6 6 0

4 ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としています。

【 助成対象者 】

水俣市内に住所を有する、

○ひとり親家庭の父または母（養父母を含む）で、下記のいずれかに該当する方

- ・ 1 8 歳未満の児童を扶養している方
- ・ 1 8 歳以上 2 0 歳未満（2 0 歳に達した日の属する月の末日まで）の児童を引き続き進学等により扶養している方

○ 1 8 歳に達する日以後最初の 3 月 3 1 日までの児童で、下記のいずれかに該当する方

- ・ ひとり親家庭の父または母に扶養されている児童
- ・ 両親の死亡や行方不明等により父母のない児童

【 助成額 】

助成対象者に係る医療費（保険診療分）につき、一部負担金の 2 / 3 に相当する額

※加入保険による付加給付等を除く

【 所得制限限度額 】 令和 6 年 1 1 月 1 日以降

本人及び扶養義務者と配偶者の前年の所得が、下記の表の扶養親族等の数による所得限度額以上ある場合は、その年度（1 1 月から翌年の 1 0 月まで）は、助成を受けることはできません。

扶養親族等の人数	本 人		配偶者・扶養義務者 ・養育者
	全部支給される者	一部支給される者	
0 人	690, 000 円	2, 080, 000 円	2, 360, 000 円
1 人	1070, 000 円	2, 460, 000 円	2, 740, 000 円
2 人	1, 450, 000 円	2, 840, 000 円	3, 120, 000 円

3 人	1, 830, 000 円	3, 220, 000 円	3, 500, 000 円
4 人	2, 210, 000 円	3, 600, 000 円	3, 880, 000 円
5 人以上の場合は、1 人につき所得制限限度額（所得ベース）に 380, 000 円加算			

※所得限度額は、児童扶養手当の一部支給制限に準じます。

【 問い合わせ先 】

水俣市こども子育て課子育て支援係 TEL: 6 1 - 1 6 6 0

5 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭、父子家庭や寡婦の生活の安定と、その児童の福祉を図るために、各種資金の貸付を行っています。

【 対象者 】

貸付を受けられる方は、資金の種類により異なります。

（１）母子福祉資金・父子福祉資金

- 1 母子家庭の母または父子家庭の父
- 2 母子家庭の母または父子家庭の父が扶養している 2 0 歳未満の児童
- 3 父母のいない 2 0 歳未満の児童

（２）寡婦福祉資金

- 1 寡婦（配偶者のいない女子でかつて母子家庭の母であった方）
- 2 寡婦が扶養している 2 0 歳以上の子
- 3 4 0 歳以上の配偶者のない女子で母子家庭の母および寡婦以外の方

【 主な貸付資金の種類 】

修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金、事業開始資金、事業継続資金

※貸付は熊本県が行っています。

【 問い合わせ先 】

熊本県芦北地域振興局 福祉課 TEL: 8 2 - 2 1 2 8

水俣市こども子育て課子育て支援係 TEL: 6 1 - 1 6 6 0

6 就学援助制度

小中学校での義務教育を円滑に実施する目的で、経済的な理由で小中学校の就学費にお困りの保護者のために、学用品費や給食費、修学旅行費などの費用を援助する制度です。

【 問い合わせ先 】

水俣市教育委員会 教育課学校教育室 TEL: 6 1 - 1 6 3 6

Ⅱ 子育て・生活支援

1 保育所・認定こども園

保育所は、保護者などの仕事や、出産、病気などの理由により家庭において保育できない場合、0歳児から就学前の子どもを保護者に代わって保育する施設です。

認定こども園は、認定こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）により認定を受けた、教育・保育を一体的に行う施設です。3歳以上の子どもは、保育を必要とする2号認定の子ども（保育所の利用対象の子ども）と、それ以外の1号認定の子ども（幼稚園の利用対象の子ども）が同じ施設で教育・保育を受けられます。

市内には、保育所6園、認定こども園7園、の計13園があります。一時預かりや延長保育、休日保育を実施している施設もあります。

保育料については、父母及び扶養義務者の市区町村民税課税額により異なります。

また、ひとり親家庭（母子・父子家庭）の保育料を軽減し、負担軽減を図っています。手続き方法等については、担当窓口へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

水俣市こども子育て課子育て支援係 TEL: 61-1660

2 学童クラブ

放課後や夏休み等長期休暇中に、仕事等で保護者が昼間家庭にいない小学校児童を預かり、学校施設等を活用した遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を行い、安全に放課後等を過ごして児童や保護者の手助けをする事業です。

また、利用料については、I-6「就学援助制度」を受けている場合、小学1年生から3年生は全員、小学4年生から6年生は障がいがある児童を対象に助成を行っています。また、水俣市社会福祉協議会においてもひとり親家庭（母子・父子家庭）の助成事業を行っています（市と併用可）。手続き方法等については、担当窓口へお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

学童クラブ利用について 水俣市こども子育て課子育て支援係 TEL: 61-1660

ひとり親家庭の利用料助成について 水俣市社会福祉協議会 TEL: 63-2047

3 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の方が病気等により子どもを家庭で一時的に見ることができなくなった時に、市が指定する児童福祉施設で子どもを預かり保護者の子育てを支援します。宿泊または日帰りの利用ができます。利用料は所得等に応じて軽減を行っています。

【問い合わせ先】

水俣市こども子育て課子育て支援 TEL: 61-1660

4 母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭で、何らかの事情により、子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に利用し、自立に向けた支援を受けることができる児童福祉施設です。
(近隣では熊本市内に施設があります)

【対象者】

配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情にある女子であって、その養育している児童（18歳未満）について十分な養育ができない母及び児童

【事業の内容】

さまざまな事情で入所されたお母さんと子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援します。

【利用料】

入所者の所得に応じて、負担金が発生します。

【問い合わせ先】

水俣市こども子育て課子育て支援係 TEL: 61-1660

Ⅲ 仕事・就労支援

1 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が職業能力開発のための講座を受講した場合において、講座修了後に自立支援教育訓練給付金を支給し、母子家庭の母又は父子家庭の父の自立の促進を図ります。

【対象者】

水俣市に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の（１）～（３）のすべてに該当する方

- （１） 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。
- （２） 給付を受けようとする者の就業経験、技能、資格等の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。
- （３） 過去に訓練給付金を受けたことがない者
※原則として、過去に類似制度による支援を受けたことがある場合は対象になりません。

【対象講座】

- （１） 雇用保険制度の教育訓練給付（一般教育訓練・特定一般教育訓練・専門実践教育訓練）の指定教育訓練講座（※）
- （２） 就業に結びつく可能性の高い講座で国が別に定めるもの
- （３） 市長が地域の実情に応じて対象とする講座

※（１）の講座については「教育訓練給付制度（厚生労働省指定教育訓練講座）検索システム」で検索できます。 ホームページ URL : <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

【 支給額 】

- ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講する場合
受講費用の60%（支給上限200,000円）
※一般又は特定一般教育訓練給付金の受給者は、その支給額を差し引いた額を支給。
- ② 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講する場合
受講費用の60%（支給上限 修学年数（最大4年）×上限400,000円）
受講修了後1年以内に資格取得し就職等した場合、受講費用の25%を追加支給。
※専門実践教育訓練給付金の受給者は、その支給額を差し引いた額を支給。
- ①、②いずれの場合も12,000円を超えない場合は支給対象になりません。

【 対象経費 】

指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料
※受講に必ずしも必要とされない補助教材や、希望により行われる訓練等に要する費用を除く

【 問い合わせ先 】

水俣市こども子育て課子育て支援係 TEL: 61-1660

2 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が就職する際に有利となり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、母子家庭の母又は父子家庭の父の生活への負担の軽減を図り、資格の取得を容易にすることを目的として支給されます。

【 給付金の種類 】

- （１）高等職業訓練促進給付金
- （２）高等職業訓練修了支援給付金

【 対象者 】

水俣市に住所を有し、次の要件のすべてを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父に支給されます。

- （１）児童扶養手当の支給を受けていること又は同様の所得水準にあること。
※所得水準を超えた場合であっても1年間に限り引き続き対象となります。
- （２）資格を取得するため、養成機関において6ヶ月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- （３）就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- （４）原則として、過去に母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業に基づく訓練促進給付金及び修了支援給付金と主旨を同じくする給付金を受給していないこと。

【 対象資格 】

看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格等その他市長が対象と認める資格

【支給額】

（１）訓練促進給付金

①非課税世帯 月額 100,000円（最終年限 月額 140,000円）

②課税世帯 月額 70,500円（最終年限 月額 110,500円）

※支給期間は、修業する期間の全期間（上限４年）です。

※高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修学する場合には、通算３年分の給付金を支給。

（２）修了支援給付金

①非課税世帯 50,000円

②課税世帯 25,000円

【問い合わせ先】

水俣市こども子育て課子育て支援係 TEL: 61-1660

3 母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者の生活や子育て等の状況、求職活動の状況などを把握し、ニーズに応じた子育て・生活支援や就業支援のための自立支援プログラムを策定し、自立・就業のための支援を行います。

【事業の内容】

策定員が相談に応じ、資格の取得、子どものこと等その人にあった就業等のサポートを行います。また、必要に応じてハローワーク等と連携して就業を支援します。

【助成対象者】

児童扶養手当を受給している人

【手続きの方法】

水俣市母子・父子自立支援員（女性相談支援員）に事前予約をして、御相談ください。

※相談日 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

受付時間 午前 8：30～午後 5：15

相談時間 午前 9：00～午後 16：00

【問い合わせ先】

水俣市こども子育て課子育て支援係 TEL: 61-1660

4 熊本県母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭の方の就業の支援をするために熊本県により設立されました。

就労支援員による就労相談の受け付け、資格取得のための講習会の開催などにより就業の支援を行っています。また、養育費取得に向けた相談も行っています。

【問い合わせ先】

熊本県母子家庭等就業・自立支援センター（熊本県ひとり親家庭福祉協議会とてとて）

TEL: 096-331-6736

VI 水俣市連合ひとり親の会

母子・父子家庭・寡婦の子育て支援及び自立支援等をおこないながら、生活の安定や向上を図ることを目的として、関係機関との連携を図りながら活動を展開しています。

【 主な活動 】

- ・親子レクレーションの開催
- ・食料品や日用品の配布
- ・研修会等への参加
- ・ボランティア活動の実施
- ・助けあい・お互いさま事業（※）

※子育て中困った時に、助っ人会員が1回500円でサポートします。

支援活動の内容の詳細は、依頼会員と助っ人会員が話し合って決めます。

＜支援活動の内容＞

- ① 生活支援：家事、介護その他の日常生活上必要な活動
- ② 子育て支援：保育サービス及びこれに付帯する活動
- ③ その他、目標を達成するために必要な活動

【 入会方法 】

- ・「水俣市ひとり親の会」と「熊本県ひとり親家庭福祉協議会」の各LINEグループに入会。
- ・年会費1,000円を納入。納入方法や詳細についてはLINEでお知らせが届きます。

【 問い合わせ先 】

水俣市連合ひとり親の会（事務局） TEL：090-1926-7128

VII ひとり親家庭・女性、子育てに関する相談

ひとり親家庭・女性

○水俣市よりそいサポートセンター

離婚問題、就労、生活困窮、配偶者や恋人からのDV、性暴力・性被害などさまざまな困難を抱える女性に寄り添いながら、**女性相談支援員（母子・父子自立支援員）**と一緒に解決に向けて考えていきます。男性からの相談もお受けします。

【 相談方法 】

①電話、面接、訪問相談

相談日：月～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く）

受付時間：8：30～17：15

相談時間：9：00～16：00

②メール相談

Mail：yorisapo@city.minamata.lg.jp

※相談への返信は①の対応時間となります

【 問い合わせ先 】

水俣市こども子育て課こども家庭センター内よりそいサポートセンター

TEL：63-2738

子育てに関する相談

○水俣市こども家庭センター

市内に住んでいるすべてのこども、妊産婦、その家族が安心安全に生活できるよう、心配ごとや困りごとに関する一体的な相談支援を行います。

児童福祉の分野	母子保健の分野
こどもとその家族、妊産婦の不安や悩みごとの個別相談に対応します。	妊娠期から出産・育児まで、こどもの成長に合わせて保健師などがさまざまな相談に対応します。
【 相談方法 】 ①電話、来所、訪問相談 相談日：月～金曜日 (土・日・祝日・年末年始を除く) 相談時間：8：30～17：15 ②メール相談 Mail： kokasen@city.minamata.lg.jp ※相談への返信は①の対応時間となります	【 相談方法 】 ①電話、来所、訪問相談 相談日：月～金曜日 (土・日・祝日・年末年始を除く) 相談時間：8：30～17：15
【 問い合わせ先 】 水俣市こども子育て課こども家庭センター TEL：63－2738	【 問い合わせ先 】 水俣市保健センター (総合もやい直しセンター 1 階) TEL：63－3202

VI その他の相談窓口

各種窓口	相談内容	電話番号	相談日・相談時間	相談場所
法律相談 (予約制)	・弁護士による法律に関する専門的な相談	福祉課 61-1640	原則毎月 1 回開催 10 時 30 分から 12 時 30 分まで (1 人 30 分間)	庁舎 2 階 市民相談室
行政相談	・行政サービスに関する意見や要望	福祉課 61-1640	原則、毎月 10 日・20 日 9 時から 12 時まで	庁舎 2 階 市民相談室
市民相談	・市民生活に関するあらゆる相談	福祉課 (市民相談室 直通) 61-1643	原則、毎週木曜日 9 時から 12 時まで	庁舎 2 階 市民相談室
司法書士と 市の合同相 談会 (予約制)	・司法書士による専門的な相談	福祉課 61-1640	R6：5/23、7/25、9/26、 11/28 R7：1/23、3/13 13 時から 15 時まで (1 人 20 分間)	庁舎 2 階 市民相談室

各種窓口	相談内容	電話番号	相談日・相談時間	相談場所
消費生活 相談	- 消費生活に関するトラブルや相談（クーリングオフ・架空請求・ネットトラブル、おれおれ詐欺等） - 多重債務や金銭問題に関する相談等	福祉課 （消費生活センター直通） 61-1333	月曜日から金曜日まで 9時から12時、 13時から16時まで （1人30分間）	庁舎2階 消費生活センター
障がい者 相談	養護者や利用施設関係者等からの障がい者虐待、差別など障がい者に関する相談	福祉課 （よりそいサポートセンター直通） 63-2738	月曜日から金曜日まで 8時30分から 17時15分まで	庁舎2階 福祉課
子育て相談	乳幼児の育児相談、子育てに関する不安や悩み相談 ※状況に応じて子ども家庭相談員等を派遣	こどもセンター 63-8411	火曜日から土曜日まで ※祝日は除く 10時から17時まで	こどもセンター （児童館）
こころとからだの相談	こころとからだの健康に関する相談	いきいき健康課 63-3202	月曜日から金曜日まで 8時30分から 17時15分まで	もやい館 1階 いきいき健康課
高齢者の 生活相談	介護・福祉・医療、その他の生活に関する相談	地域包括支援センター 62-3030	月曜日から金曜日まで 8時30分から 17時15分まで	もやい館 1階 社会福祉協議会
生活困窮の 相談	就職や住まい、家計など暮らしに関する相談	みなまた安心センター 63-2047	月曜日から金曜日まで 8時30分から 17時15分まで	もやい館 1階 社会福祉協議会
ひきこもり 相談	ひきこもりに関する相談	みなまた安心センター 63-2047	月曜日から金曜日まで 8時30分から 17時15分まで	もやい館 1階 社会福祉協議会